

1 入居資格審査必要書類

(1) 全員の方に必ず提出していただく書類(①～④のすべて)

書類の種類	書類の内容	チェック
① 申込み世帯全員の住民票	世帯全員で、続柄の記載があるもの ※国籍や在留期間は省略していないもの ※マイナンバーが記載されていないもの ※発行後3ヶ月以内のもの	☐
② 申込み世帯全員の所得の証明書 (給与所得者 年金受給者 事業所得者)	総収入が記載された市区町村が発行した令和7年度の課税証明書(所得がある方) 又は、令和7年度为非課税証明書(所得がない方) ※所得に関する書類は、申込日時点で中学生以下の方を除いて入居される方全員必要です。	☐
③ 申込み世帯全員の現在住んでいる住宅の証明書	★アパート(民営借家等)に住んでいる方 賃貸契約書の写し全ページ(審査時点で契約期間内のもの) ※社宅等で賃貸契約書がない場合は、貸主との貸借を証明する書類等を提出してください。 ※申込者名義の契約でない場合は無資産証明書も合わせて提出してください	☐
	★親族等の家に住んでいる方 所有権の記載のある家屋の固定資産評価証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの	
④ 申込み世帯全員の市税を滞納していないことの証明書	市区町村が発行した令和6年度の納税証明書(課税されている方) 又は、令和7年度为非課税証明書(課税されていない方) ※いずれも発行後3ヶ月以内のもの ※申込み時点で中学生以下の方は不要です。	☐

※資格審査日を基準としています。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類

書類の種類	書類の内容	チェック
母子（父子）世帯	戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの） ※ 親子別戸籍の場合は双方のものが必要	☐
ひとり親（寡婦） 控除に該当する方	戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの） ※配偶者の死亡等が確認できるもの	☐
事実上婚姻が 解消した世帯	① 戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの） ② 次のいずれかのもの ア 1年以上別居していることが確認できる双方の 住民票 イ 家庭裁判所に離婚調停を申し立てている証明書 ③ 児童扶養手当証明書	☐
事実婚の係に該 当する方	① 双方の戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの） ② 1年以上の同居（申込締切時点）が確認できる世 帯全員の続柄記載のある住民票（発行後3ヶ月以 内） ③ 内縁関係申立書（用紙：28ページ）	☐
障がい者の認定 を受けている方	障がい者手帳の写し	☐
原子爆弾 被爆者の方	被爆者健康手帳の写し	☐
生活保護を受給 している方	生活保護受給証明書	☐
特定中国残留邦人 等で支援給付を受 給されている方	支援給付受給証明書	☐
令和7年1月2 日以降に現在の職 場に就職した方	給与支払証明書（用紙：25, 26ページ） ※ 現在の勤務先で記入してもらってください	☐
令和7年1月2 日以降に自営業 を開業した方	① 税務署長に提出した開業届の控 ② 収支明細書（用紙：27ページ）	☐
令和7年1月2 日以降に退職し現在 無職の方	次のいずれかのもの ア 雇用保険受給資格者証の写し イ 退職証明書（用紙：28ページ） ※ 勤務先の代表者が証明したもの	☐

※資格審査日を基準としています。

書類の種類	書類の内容	チェック
日本国籍のない方	① 世帯全員の続柄の記載がある住民票 国籍や在留期間は省略していないもの マイナンバーが記載されていないもの （発行後3ヶ月以内） ② 世帯全員分の次のいずれかのもの ア 在留カードの表裏の写し イ 特別永住者証明書（カード）の表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は外国人登録証明書（カード）表裏の写し	☐
現在婚約中の方	婚約の証明書（用紙：29ページ） ※住民票等「全員の方に必ず提出していただく書類」に記載されている書類は、両者のものが必要となります。 ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類（婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか）を提出することが条件となります。	☐
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 ※ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの	☐
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ア 婦人相談センター所長の証明（入所の証明） イ 母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ウ 裁判所が決定した保護決定書の写し	☐
単身で申込む方	① 戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの） ※配偶者の有無が確認できるもの ② 単身入居資格認定のための申立書 （用紙：23～24ページ）	☐
車イス住宅に申込む方	車イス使用申立書（用紙：28ページ）	☐
通算2回落選世帯	今回の申込み日前2年間に於いて、当選とならなかった「抽せん結果通知書」はがき2枚（提出ない場合は失格） ※一般住宅に申込みされる方のみ該当します。	☐
災害により住宅が滅失した世帯	市が発行する住宅の滅失を証明する書類（罹災証明書）	☐

【注意】 ●申込み世帯の状況によっては、これら以外の書類の提出を求めることがあります。

●資格審査当日は、不足書類があると審査することができません。再度お越しいただくことになりますので、不足書類のないようご注意ください。